

伐採前にチェックしよう！		はい	いいえ	該当無
届出事項	・保安林、自然公園等伐採制限の有無や、過去の補助履歴を確認した。	☐	☐	☒
	・森林経営計画や森林施業計画が作成された森林は、計画内容の変更について確認した。	☐	☐	☐
	・郡上市森林整備計画の伐採や造林に関する事項、ゾーニング森林別の施業基準を確認した。	☐	☐	☐
	・「伐採及び伐採後の造林の届出書」を伐採開始 30 日前までに市へ提出した。	☐	☐	☐
計画作成	・土地・立木の権利関係等を確認した。	☐	☐	☐
	・境界が不明確な場合等、隣接地の所有者に確認し、合意を得た。	☐	☐	☐
	・植栽に補助事業を活用する場合は、事前に手続きを行った。	☐	☐	☐
	・天然更新の場合、森林所有者に伐採後の更新が図られやすい施業の提案をした。	☐	☐	☐
	・伐採方法や植栽等について具体的な計画を作成した。	☐	☐	☐
	・1ha 以上の皆伐の場合は、「皆伐作業計画書」と「皆伐前のチェックリスト」を作成した。	☐	☐	☐
	・木材生産に適した場所や天然更新の可能性が低い森林では、森林所有者に再造林を提案した。	☐	☐	☐
	・所有者と伐採事業者の間で内容について十分話し合った。	☐	☐	☐
皆伐箇所	・急傾斜や岩石地、尾根筋や谷筋、人家や道路沿いの急傾斜等、皆伐を控える森林ではない。	☐	☐	☒
	・県条例に指定された重要水源の森林や溪流沿いの森林、環境や観光資源として重要な森林でない。	☐	☐	☒
	・標高 1,400m 以上、又は積雪が 2.5m 以上ある森林でない。	☐	☐	☒
	・ササ等の被覆が想定される場所や土壌が極めて悪い場所ではない。	☐	☐	☒
	・伐採後にシカ等の被害が想定される地域ではない。	☐	☐	☒
皆伐面積	・5ha 以上の皆伐の場合は、伐採区域や伐採時期を分散させるとともに、保護樹帯を設けた。	☐	☐	☐
伐採作業	・急傾斜地や岩石地では、保残木を集团的に配置する計画とした。	☐	☐	☐
	・尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地等では、保護樹帯を列状又は塊状で残す計画とした。	☐	☐	☐
	・天然更新の場合は、尾根筋や一定面積ごとに母樹を残す計画とした。	☐	☐	☐
	・伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう、枝状類の整理や造林事業者との調整を図る。	☐	☐	☐
	・林内での重機の移動は、路面を保護し、必要最小限の移動となる計画とした。	☐	☐	☐
	・枝条類は谷沿いへの集積や道路脇への山積みを避け、天然更新地では山積みを避け分散集積する。	☐	☐	☐
	・1ha 以上の伐採作業実施については作業案内看板を設置し、必要に応じて自治会等に連絡する。	☐	☐	☒
	・車両の通行等で道が損壊しないよう注意し、損壊した場合は管理者に報告し指示に従う。	☐	☐	☒
	・道路の使用に際し、道路占有許可申請等の必要な手続きを行う。	☐	☐	☐
作業道	・開設箇所は、急傾斜地や谷水への影響が考えられる箇所ではない。	☐	☐	☐
	・開設箇所は、地形や水の流れを十分検討した必要最小限の開設とする。	☐	☐	☐
	・降雨時の開設を避けるとともに、開設中、使用中、使用後において路面排水対策を徹底する。	☐	☐	☐
	・取水施設の近くに開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図る。	☐	☐	☐
更新	・人工林の皆伐の場合は、植栽を行う。	☐	☐	☐
	・シカ等の食害が想定される場合は、柵やネット等の設置を行う。	☐	☐	☐
	・伐採後にササ等の繁茂が想定される場合は、植栽等により速やかな植生回復を図る。	☐	☐	☐
管理	・計画通りに実施されたか、所有者と伐採事業者の双方で確認する。	☐	☐	☐
	・燃料やオイル類の空き缶等の産業廃棄物は、所定の手続きに従って処分する。	☐	☐	☐
	・伐採箇所や作業道は、定期的に点検や管理をする。	☐	☐	☐

※チェックで「いいえ」になった項目は、再度確認を行ってください。

(問合せ先) 〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 番地 郡上市役所農林水産部林務課
TEL 0575-67-2121 fax 0575-66-0157 mail:rinmu@city.gujo.city.jp

森林の伐採を行う森林所有者と伐採事業者の皆様へ

郡上市皆伐施業ガイドライン



郡上市では、豊かな森林環境を守りながら、木材を持続的に利用していくために、「郡上市皆伐施業ガイドライン」を作成しました。
森林所有者と伐採事業者の皆様は、森林の皆伐施業を行う際には次のことに十分気をつけて、計画の作成と伐採作業を行ってください。

森林の伐採にあたって

森林は、木材生産だけでなく、水源涵養や土壌の保全、生態系の保存など多くの重要な役割を果たしています。そのため、伐採を行う際には、こうした森林の役割に配慮した施業を実施するとともに、植栽などにより確実に森林が回復する方法で行ってください。

森林所有者の皆様へ

森林所有者は、将来の子孫へ豊かな山を残すため、森林が継続される管理を行うことが大切です。将来的な森林の活用方法などを、十分検討したうえで、伐採・更新方法を選択してください。



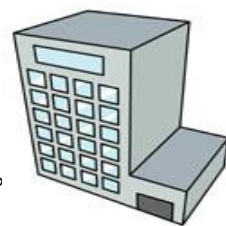
伐採事業者の皆様へ

伐採事業者は、森林施業のプロとして森林所有者の意向を踏まえたうえで地形に合った施業や植栽が進みやすい方法を提案することも大切です。また、地域の森林管理者の一員として責任ある施業を行ってください。



伐採制限の確認と手続き

伐採前に伐採を予定している森林について、市役所等で伐採制限の確認を行い、法令や制度に基づく必要な手続きを忘れず行ってください。



伐採前の計画作成

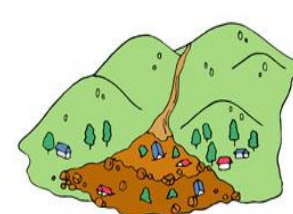
- 1ha 以上の皆伐を行う場合は、伐採の区域や保護樹帯として残す箇所、作業路の開設箇所など、具体的な作業の内容が分かる作業計画書を作成してください。
- 人工林の皆伐で地形等の条件が木材生産に適している場合は、積極的に植栽を行ってください。この際、伐採後の植栽作業を考えた計画とすることで費用負担等がおさえられます。

伐採前の計画作成が特に重要ですので、ご不明な点は市・県にお尋ねください。

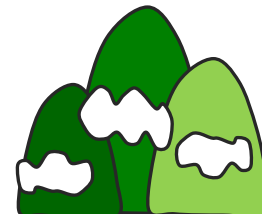


皆伐を控える森林

次の森林では、皆伐すると周辺への影響が心配されますので皆伐をひかえてください。



急傾斜地・岩石地等
災害の危険性のある森林



標高 1400m 以上
積雪深 2.5m 以上の森林



水源地の森林



シカ等による食害が
想定される森林



環境保全や観光資源
として重要な森林

伐採時の注意事項

1 大面積の皆伐は避ける

大面積の皆伐を行うと環境への影響や森林の回復が遅れる可能性があるため、大面積の皆伐は避けてください。

2 人工林の伐採地は植栽する

人工林は皆伐すると森林へ回復しにくいいため、皆伐後は植栽してください。

3 伐採区域等を分散させる

5ha 以上の皆伐を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させてください。

4 保護樹帯・保残木の配置

急傾斜地や尾根筋、谷筋、人家の近い場所では必要に応じて災害防止のための保護樹帯や保残木を配置してください。

5 天然更新地は母樹を残す

天然更新地は、尾根筋や一定面積ごとに有用な母樹を残してください。木材利用しない広葉樹はできるだけ残してください。

6 枝条類の適正な処理

雨水により枝条類が谷川へ流れないように、また植生回復の妨げにならないよう処理をしてください。

7 植栽、更新を考えた施業

伐採後の植栽作業や更新を考えた施業を実施してください。

8 看板設置・地域への連絡

伐採を地域住民へ知らせるための看板の設置や必要に応じて地域へ連絡してください。

